

平成25年第7回県教育委員会会議 教 育 長 報 告

1 報 告 事 項

平成25年第1回沖縄県議会(2月定例会)における質問・答弁概要について

2 事 項 の 説 明

- 平成25年2月26日に開会した平成25年第1回沖縄県議会(2月定例会)における代表質問、一般質問において主に次のような質問等があった。

主な質問事項

- (1) 離島児童生徒支援センター(仮称)について
：翁長政俊、高嶺善伸、大城一馬、呉屋宏、座喜味一幸、仲田弘毅
- (2) 離島高校生修学支援事業について：翁長政俊、奥平一夫、高嶺善伸、仲田弘毅
- (3) 離島における人材育成について：具志堅透、奥平一夫
- (4) 離島の給食費について：奥平一夫
- (5) 修学旅行の支援策について：座喜味一幸
- (6) 離島児童生徒の各種大会派遣に伴う支援策について：座喜味一幸
- (7) 離島への指導主事派遣について：嶺井光
- (8) 少人数学級について：新垣清涼、照屋大河、西銘純恵、嶺井光
- (9) 少人数指導教員の配置状況について：嶺井光
- (10) いじめの現状と対策について：具志堅透、狩俣信子、山内末子、上原章、西銘純恵
- (11) 体罰の実態、原因と対策について：狩俣信子、嘉陽宗儀、山内末子、上原章
- (12) 部活における体罰の状況、防止対策について：具志堅透
- (13) 共同担任制について：仲田弘毅
- (14) 生徒指導加配教員等の配置について：嶺井光
- (15) 学校評価制度と「いじめ」「体罰」の関係について：仲田弘毅
- (16) 教職員の正規・非正規の人数等について：狩俣信子、西銘純恵
- (17) 教職員の採用計画について：奥平一夫
- (18) 教員選考試験の年齢制限撤廃について：奥平一夫
- (19) 教職員の精神性疾患について：狩俣信子、奥平一夫
- (20) 小中高校の教職員の超勤の実態について：狩俣信子、嘉陽宗儀
- (21) 多忙化の改善策と軽減について：嘉陽宗儀
- (22) 負担軽減検討委員会の活動の実態と実績について：嘉陽宗儀
- (23) 学力向上推進運動について弊害は顕著である。見直すべきではないか：嘉陽宗儀
- (24) 育児休業を取っている教職員について：狩俣信子
- (25) 教員の早期退職について：具志堅透
- (26) 教職員等の不祥事について：山内末子

- (27) 教職大学院が学校現場にもたらす効果について：具志堅透
- (28) 国際性豊かな人材育成について：嶺井光、山内末子
- (29) 英語立県沖縄推進戦略事業の進捗状況について：上原章
- (30) 語学力向上に係る全体的な取り組み状況について：當間盛夫
- (31) 学校給食費の無料化について：山内末子、新垣清涼
- (32) 幼稚園教育の無償化及び給食の実施について：西銘純恵
- (33) キャリア教育の現状、課題、今後の展望について：上原章、玉城義和
- (34) 学校の就業意欲向上の教育について：桑江朝千夫
- (35) 高校生の就職状況及び、内定率向上への取り組みと課題について：狩俣信子
- (36) 中学卒業後の進路相談について：新垣清涼
- (37) 南部工業高校と沖縄水産高校の統合について：崎山嗣幸、嶺井光
- (38) 県立高等学校編成整備計画の現状について：呉屋宏、新垣安弘
- (39) 久米島高校園芸科について：西銘純恵、嶺井光
- (40) 久米島高校の補修、修繕について：西銘純恵
- (41) 学校の通学路安全対策について：糸洲朝則、上原章、仲田弘毅
- (42) 幼児教育の無償化について：上原章、奥平一夫
- (43) 幼稚園と保育園の違いについて：呉屋宏
- (44) 教育施設の空調整備について：上原章、高嶺善伸
- (45) 小中高校の耐震化について、現状と今後の展望について：糸洲朝則
- (46) 国の技術指針に合っていない天井式の体育館について：翁長政俊
- (47) 米軍機騒音の影響について：渡久地修
- (48) 屋根貸出しによる太陽光発電導入について：照屋大河
- (49) 保護者が負担する子供の教育費等について小・中・高の県内状況：當間盛夫
- (50) 高校授業料無償化の廃止にむけた対策について：山内末子
- (51) 準要保護児童の実態と支援策について：嶺井光
- (52) 給付制の奨学金制度を創設することについて：玉城ノブ子
- (53) 早朝講座等のこれまでの経過、必要性及び、解決策について：仲田弘毅
- (54) 図書費の増額について：西銘純恵
- (55) 不登校の現状と対策について：狩俣信子
- (56) 小中高における学力の状況について：赤嶺昇
- (57) 教育再生実行本部の中間取りまとめについて：具志孝助
- (58) 本県の将来を担う人材の育成と教育についての認識：新垣安弘
- (59) 「教育の再生」が叫ばれる中、道徳が教科となることについて：仲田弘毅
- (60) 教育行政が教育委員会と総務部に分かれているのは何故か：呉屋宏
- (61) 特別支援学校の看護師配置について、勤務条件を改善できないか：上原章
- (62) 特別支援学校の運動施設に関わる現状及び、今後の対応について：瑞慶覧功
- (63) 授業日数を週6日にすることについて：具志堅透
- (64) 琉米親善センターの設立経緯と役割について：新垣安弘
- (65) 親業や育児などを学べる制度、支援について：新垣清涼
- (66) 美術館が本県は1館しかない。認識と将来計画について：具志堅透
- (67) 組踊の鑑賞機会について：上原章

- (68) 古文書等の整理・修復について：新垣安弘
- (69) グスク修復等の支援について：新垣哲司
- (70) 第32軍司令部壕の文化財指定について：渡久地修
- (71) 公立高等学校での昼食弁当の販売等について：渡久地修

このうち、「離島児童生徒支援センター（仮称）について」「体罰の原因と対策について」の答弁要旨は、次のとおりです。

(1) 離島児童生徒支援センター（仮称）について

：翁長政俊、高嶺善伸、大城一馬、呉屋宏、座喜味一幸、仲田弘毅

質問要旨：離島児童・生徒支援センター（仮称）の進捗状況等について

答弁要旨： 同施設につきましては、高校のない離島の生徒が進学する際の寄宿舍機能及び離島の小・中・高校生を中心とした交流学习や研修会に活用できる交流機能等を併せ持つ複合施設として整備を進めているところであります。

建設場所は、那覇市東町の那覇市営住宅跡地を考慮しており、平成25年度予算案に設計費を提案し、26年度に建築、27年度に供用開始ができるよう取り組んでいるところであります。

管理・運営方法等につきましては、関係機関等と調整してまいりたいと考えております。

(2) 体罰の原因と対策について：嘉陽宗儀、山内末子、上原章

質問要旨：体罰の原因と対策について

答弁要旨： 体罰が起きた原因としましては、生徒指導の場面における生徒の反抗的な言動に対し、反射的に起きた私的感情を抑えきれなかったケースや、暴力をふるってくる生徒に対し一定の限度を超えて有形力を行使してしまったケースなどがあります。

県教育委員会としましては、これまで人権ガイドブック「信頼される教職員をめざして」などを活用して、子どもとの信頼関係の構築や教職員の人権意識の高揚を図っており、今後とも、体罰のない生き生きとした楽しく学べる学校づくりに努めてまいりたいと考えております。

○ 文教厚生委員会において以下の議案及び陳情の審議が行われた。

(1) 議案審査

平成24年第8回議会乙第44号議案

指定管理者の指定について（沖縄県立名護青少年の家）（原案可決）

乙第43号議案 沖縄県学校職員定数条例の一部を改正する条例（原案可決）

(2) 陳情審査

・新規陳情（2件）

- 陳情 第6号の2 第64回九州地区地域婦人大会決議に基づく陳情書（継続審査）
陳情 第28号の2 しまくとぅばの継承・復興事業に関する陳情（継続審査）

・継続陳情（9件）

- 陳情平成24年第74号 沖縄県立図書館八重山分館の廃止決定に関する陳情（継続審査）
陳情平成24年第104号 「幼稚園・就学前教育」準義務教育化・無償化に関する陳情
（継続審査）
陳情平成24年第111号 離島在住の子どもたちの寄宿舎建設に、那覇市久茂地の沖縄少年会館（久茂地公民館）の土地・建物の那覇市からの無償譲渡による利活用を求める陳情（継続審査）
陳情平成24年第156号 八重山地区教科書問題の解決に関する陳情（継続審査）
陳情平成24年第174号 航空運賃団体割引制度の改善による離島児童生徒の経済的負担軽減を求める陳情（継続審査）
陳情平成24年第193号 「教育の日」制定に関する陳情（継続審査）
陳情平成24年第194号 スクールソーシャルワーカー活用事業に関する陳情（継続審査）
陳情平成24年第201号 「琉球・沖縄史」を必修科目または必履修に準ずる科目として設置することを求める陳情（採択）
陳情平成24年第203号 八重山地区県立高等学校寄宿舎の空調設備設置に関する陳情（採択）

このうち、陳情の審査について主なものは以下のとおりである。

陳情第6号の2 第64回九州地区地域婦人大会決議に基づく陳情書

陳情要旨：九州地区地域婦人団体連絡協議会は平成24年12月6日・7日の両日、第64回九州地区地域婦人大会を開催した。

九州各県から約1000名の地域婦人団体代表が参集し、「心の通いあう地域づくり」～支えあう地域の絆を女性の手で～をテーマに掲げ、熱心に研究討議を行った。ついては、下記事項につき配慮してもらいたい。

- 1 次代の地域を担う子供の健全育成のため、子供のいじめ問題について取り組むこと。

処理方針：1 子どものいじめ問題については、各学校において毎月の「人権を考える日」の設定や「人権ガイドブック」の活用、道徳教育の実践により、自他の生命を尊重する豊かな心の育成に努めております。

また、いじめアンケート調査や個別教育相談の定期的な実施、スクールカウンセラー等との連携による教育相談体制の充実により、いじめの早期発見、未然防止に取り組んでおります。

さらに、「沖縄県いじめ対応マニュアル」を活用した教職員の指導力の向上及び支援体制の充実に取り組んでおります。

陳情第28号の2 しまくとぅばの継承・復興事業に関する陳情

陳情要旨： 2009年2月21日、ユネスコ（UNESCO）が発表した危機言語レッドブックに琉球諸語（以下「しまくとぅば」という。）の奄美語、国頭語、沖縄語、宮古語、八重山語、与那国語の6言語が加えられた。

しまくとぅばは、日本語の方言ではなく独立した言語である。

現在、さまざまな個人・団体がしまくとぅばの継承・復興に向けた活動を行っており、今後は島々、地域、個人と団体、行政や学術機関をつないだしまくとぅばの継承・復興のネットワーク構築が必要になると思われる。

私たち4団体（しまくとぅば連絡協議会）は、公益財団法人沖縄県文化振興会の補助金を活用して、しまくとぅば継承・復興に向けたネットワーク構築のための活動を行ってきた。

しかし、しまくとぅばの継承・復興の現状は、依然として横のつながりが少なく、個人や団体としてできる活動は草の根の活動に依存するものとなっている。ついては、下記事項につき配慮してもらいたい。

- 1 「教育課程特例校制度」を活用し、しまくとぅば教育を学校教育のカリキュラムに取り入れること。

処理方針： 1 「教育課程特例校制度」は、各学校が設置されている地域の実態に照らし、より効果的な教育を実施するため、特別の教育課程を編成して実施する必要等があると認められる場合に学校教育施行規則等に基づき、実施することができる制度です。

しまくとぅばを学校の教育課程に取り入れることにつきましては、管理機関である市町村教育委員会が学校等の実態を鑑みて判断するものであります。

県教育委員会としましては、今後とも教育課程の範囲内で、適切に実施するよう指導してまいりたいと考えております。

○ 予算特別委員会において以下の議案の審議が行われた

(1) 議案審査（教育委員会関係）

甲第1号議案 平成25年度沖縄県一般会計予算 (原案可決)

甲第24号議案 平成24年度沖縄県一般会計補正予算（第5号） (原案可決)

平成25年度当初予算に係る審査において、以下の質問があった。

(1) 少人数学級の状況について

質問要旨： まだ実施されていない学級数、1学級あたりの生徒数の秋田県との比較、全国及

び国際比較、今後の取り組みについて

答弁要旨： 30人学級が完全実施できていない学級数は、小学校1年生で67学級、小学校2年生で72学級、小学校3年生については35人学級で完全実施しております。

1学級あたりの生徒数は、小学校で沖縄県が26.2人、秋田県で21.1人、OECD諸国で21.6人、全国は24.8人、中学校では沖縄県が30.2人、秋田県が26.2人、OECD諸国で23.9人、全国は28.8人となっており、小学校、中学校いずれも沖縄県が多くなっております。沖縄県としては、将来的な展望として少人数学級を拡充していく考えですが、小学校4年生以上の拡充については、国の動向、市町村の意向、他県の状況等を鑑みるとともに、関係部局と協議しながら取り組んでまいります。

その他、市町村における就学援助の状況、学力向上の取り組みと成果、教育の日の制定に関する取り組み、給食の業務委託のメリット・デメリット、スクールカウンセラーの実態、文化財補助事業の事業計画、離島高校生の修学支援対象の見直し、複式学級教育環境改善事業費減の理由、学力向上先進地域育成事業の内容、沖縄学生会館跡地売却代金の活用方法、特別支援学校の生徒数の推移、中学生いきいきサポート事業の内容、NIE教育の実施状況、八重山地域における教科書問題、学校安全体制整備事業などの質問があった。

○ 総務企画委員会において、以下の議案に対する審査が行われた。

(1) 議案審査（教育委員会関係）

乙第62号議案 沖縄県教育委員会委員の任命について

(同意)

※各委員会で審議された教育委員会関係議案等の本会議における処理状況

(平成25年3月29日閉会)

甲第1号議案、甲第24号議案、平成24年第8回議会乙第44号議案、乙第43号議案及び乙第62号議案は、原案のとおり可決された。

関係陳情の審査の結果は、各委員会委員長の報告のとおり決定された。